

制 定	2016年 2月 24日
実 施	2016年 2月 24日
改 定	2016年 9月 12日

コーポレートガバナンスに関する基本方針

序 文

当社は、1980年に『愛と科学の社会を目指す 夢と技術のある会社』を経営理念に掲げ、持続的に成長し、当社の中長期的な企業価値を向上させ、最良のコーポレートガバナンスを実現することを目的として、取締役会決議に基づき、本基本方針を制定した。今後、本基本方針を改訂した場合には、適時適切にその内容を公表する。

第1章 総 則

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第1条 当社は、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組む。

2 当社は、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を充分有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの中心であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組む。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (2) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (4) 取締役会による業務執行の監督機能を実効化する。
- (5) 企業理念の実践を通じて、持続的な企業価値の向上を目指し、これと協働できる投資方針を持つ株主および投資家との間で建設的な対話を行う。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主総会)

第2条 当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知を株主総会日の3週間前までに発送するとともに、速やかに当社ホームページに当該招集通知を開示する。

2 当社は、当社の株主総会をできる限り他社と異なる日に開催することなど、株主総会に出席しない株主を含むすべての株主が適切に議決権を行使することのできる環境の整備に努める。

3 当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において議決権行使等の株主権の行使をあらかじめ希望する場合は、信託銀行等と協議などを行う。

なお、当該機関投資家等が株主総会への傍聴を希望する場合には、あらかじめ所定の手続を経たうえで、株主総会会場内での傍聴を認めることとする。

4 取締役会は、株主総会における議決権行使結果を真摯に受け止め、反対率が相当数を超えた場合には、原因の分析などを実施するとともに、株主を含めた投資家との対話、その他の対応を行う。

(株主の平等性の確保)

第3条 当社は、どの株主もその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないよう適時適切に情報開示を行う。

(株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)

- 第4条 持続的な企業価値向上のため、より安定した企業運営を目的として株式を保有する。
- 2 政策保有株式についてそのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な観点から検証を行い、これを反映した主要な政策保有株式の保有目的、合理性について、取締役会において検証する。
 - 3 当社は、政策保有株式の議決権について、投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点からその行使について判断を行う。

第3章 ステークホルダーの利益の考慮

(倫理基準および利益相反)

- 第5条 当社の取締役、執行役員及び従業員等は『倫理法令遵守綱領』に従い行動する。
- 2 取締役は、自らに関して利益相反に関する問題(潜在的なものを含む。)が生じた場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会の承認を得る。
 - 3 関連当事者間の取引について、会社法および金融商品取引法その他の適用ある法令ならびに東京証券取引所が定める規則に従って開示する。

(ステークホルダーとの関係)

- 第6条 取締役会は、当社の中長期的な企業価値向上のために、当社の株主のみならず、当社の従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーの利益を考慮する。
- 2 当社は、従業員を含む様々なステークホルダーが、当社における違法または非倫理的な慣行についての懸念を取締役会(または適切な場合には監査役会)に伝えることができ、これによって当社から不利益な取扱いを受けることがない旨及び情報提供者は秘匿される旨を、就業規則その他の関係する社内規定に明記する。
 - 3 当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ(持続可能性)を巡る課題について、環境ポリシーを定めるほか、適切に取り組む。
 - 4 当社は、女性の活躍促進を含む多様化の促進を通じた企業価値の向上に積極的に取り組む。

(買収防衛策)

- 第7条 当社は企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白でないいわゆる「濫用的買収」を防止するため、買収防衛策を導入できるものとする。
- 2 取締役会は、所定の手続に従い、かかる大量買付行為に対する対抗措置を講じるものとする。
 - 3 当社株式が公開買付けに付された場合には、取締役会は、公開買付者などに対し、当社グループの企業価値の向上策の説明を求めるとともに、当社グループとして中長期的な企業価値の向上施策を株主に対し表明し、株主が適切に判断できるように十分な情報と時間の確保に努める。

(資本政策の基本的な方針)

- 第8条 当社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、次のとおり、資本政策の基本的な方針を定め、IR等で必要に応じて説明する。当社は、企業価値の継続的な向上を目指し、収益基盤の強化、生産設備等への投資を行うが、これらの資金が効率的かつ安定的に調達されるよう、株主資本と負債のバランスを適切な水準に維持する。その際、株主資本の水準については、資本の効率性ととも、事業に伴うリスクに対して十分なレベルであることなどを考慮して決定する。
- 配当については、業績や配当性向などを総合的に勘案しながら、安定的・継続的に実施する。その際、成長分野への投資とのバランスを考慮し、每期、柔軟に判断する。
- なお、自己株式の取得については、市場環境や資本効率等を勘案し、適切な時期に実施するものとする。

(株主の利益を害する可能性のある資本政策)

- 第9条 当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、中長期的な株主資本利益率(ROE)や1株当たり純利益等への影響を十分に審議したうえで決議し、株主に対して合理的な説明を行う。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(リスク管理、内部統制システム等に関する当社の方針の開示)

- 第10条 取締役会は、会社法その他の適用ある法令に基づき、当社および当社を含む企業集団のリスク管理、内部統制システム、法令遵守に関する当社の方針を決定し、適時適切に開示する。
- 2 取締役会は、会社法および金融商品取引法その他の適用ある法令並びに適用ある金融商品取引所規則に従って、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務及び業務に関する事項を開示する。

第5章 取締役会等の責務

第1節 監督機関としての取締役会の責任

(取締役会の役割)

第11条 取締役会は、株主をはじめとする各ステークホルダーからの経営に関する委託を受け、中長期的な企業価値の最大化を通じて自らの利益の増進を図るすべてのステークホルダーのために、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、それを通じて、当社が持続的に成長し、中長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負う。

- 2 取締役会は、前項の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、代表取締役その他の経営陣の指名、評価及びその報酬の決定、当社が直面する重大なリスクの評価及び対応策の策定、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題への対応、並びに当社の重要な業務執行の決定などを通じて、当社のために最善の意思決定を行う。

(独立社外取締役の役割)

第12条 当社の独立社外取締役は、取締役会が決定した経営戦略ないし経営計画に照らして、当社の経営の成果及び経営陣のパフォーマンスを随時検証及び評価し、すべての株主共同の利益の観点および各ステークホルダーの利益の観点から、意見を取締役会に適切に反映させることを、その主たる役割の一つとする。

(取締役会議長)

第13条 取締役会議長は、取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営できるように努める。この責務を果たすために、取締役会議長は、すべての議案(とりわけ戦略的議題に関するもの)について十分な時間が確保され、また、各取締役が適時に適切な情報を得られるように配慮しなければならない。

第2節 取締役会の有効性

(取締役会の構成)

第14条 当社の取締役会の人数は15名以内とし、これを定款で定める。

- 2 取締役会は、社外取締役の独立性に関する基準について、東京証券取引所の定める基準に準拠する。

(取締役の資格および指名手続)

第15条 当社の取締役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。

- 2 当社は、性別、年齢、国籍、技能その他取締役会の構成の多様性に関する考え方を定め、取締役候補者を決定するに際しては、かかる考え方にに基づき、取締役の多様性に配慮する。
- 3 当社のすべての取締役は、毎年、株主総会決議による選任の対象とされる。
- 4 取締役の候補者は、客観性・透明性を確保するため、諮問委員会における答申を経たうえで、取締役会で決定される。

(独立社外取締役の任期および兼任制限)

- 第 16 条 最初に就任してから 8 年を超えて就任している社外取締役は、独立社外取締役の要件を充たさないものとする。
- 2 当社の独立社外取締役は、当社以外に 3 社を超えて他の上場会社の取締役を兼任してはならない。

(業績評価の指標)

- 第 17 条 取締役会は、中期経営計画において、取締役会が社長および各取締役の業績評価をする際に用いるべき ROE 等その他の経営指標およびその目標値を随時設定し、適時適切に開示する。また、目標未達に終わった場合には、業績目標値に対する結果分析を実施し、次期以降の計画に反映させる。

(承継プラン)

- 第 18 条 当社は、将来の経営幹部となり得る人材に対し、体系的な研修の実施、人事異動による複数部門の経験、経営上の重要会議への出席等により、経営幹部の後継者を計画的に育成する。人事異動については、取締役会において経歴、異動目的等を報告し、取締役会はその育成状況を監督する。

(取締役の責務)

- 第 19 条 取締役は、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、積極的に意見を表明して議論を尽くさなければならない。
- 2 取締役は、その期待される能力を発揮して、当社のために十分な時間を費やし、取締役としての職務を遂行する。
 - 3 取締役は、就任するにあたり、関連する法令、当社の定款、取締役会規則その他の当社の内部規程を理解し、その職責を十分に理解しなければならない。

(取締役の研鑽および研修)

- 第 20 条 当社の新任取締役(独立社外取締役を含む。)は、就任後 3 か月以内に、法務・コンプライアンス管掌取締役または外部による研修プログラムに参加するとともに、当社の経営戦略、財務の状態その他の重要な事項につき社長またはその指名する業務執行取締役から説明を受ける。
- 2 当社の取締役は、その役割を果たすために、当社の財務の状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積まなければならない。

(取締役会の議題の設定等)

- 第 21 条 当社の取締役会議長は、各取締役からの提案および意見を踏まえ、取締役会において議題とすべき、当社の経営戦略、リスクおよび内部統制に関する主要な事項を定める。

- 2 各回の取締役会に先立ち、当社の取締役会議長は、当該取締役会の議案を定める。
- 3 当社の取締役会の議題および議案に関する資料は、各回の取締役会において充実した議論がされるよう、取締役会の会日に十分に先立って(ただし、特に機密性の高い案件についてはこの限りではない。)、社外取締役を含む各取締役および監査役に配布されなければならない。

(独立社外取締役による社内情報へのアクセス)

第 22 条 当社の独立社外取締役は、必要あるときまたは適切と考えるときには、いつでも、業務執行取締役、執行役員および従業員に対して説明もしくは報告を求め、または社内資料の提出を求めることができる。

- 2 当社は、独立社外取締役がその職務を適切に遂行することができるよう、監査役会の補助者とは別の者を、独立社外取締役補助者として配置する。

(独立社外取締役会議)

第 23 条 当社の独立社外取締役は、少なくとも年 2 回、独立社外取締役のみをメンバーとする独立社外取締役会議を開催し、当社の事業、取締役会の評価およびコーポレートガバナンスに関する事項等について自由に議論する。

当該会議には独立社外監査役も出席する。

- 2 独立社外取締役は、その中で提起された事項について、代表取締役と必要に応じ協議する。
- 3 独立社外取締役会議は、内部監査部門長から当社の内部監査の結果およびリスクに関する留意点について報告を受ける。
- 4 独立社外取締役会議は、経営陣および当社のアドバイザーから独立した法務、会計、財務その他のアドバイザーを独自に当社の費用により利用することができる。

(自己評価)

第 24 条 取締役は、取締役会の有効性、自らの取締役としての業績等について毎年自己評価を行い、その結果を取締役に提出する。取締役会は、各取締役の自己評価に基づき、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を適時適切に開示する。

第3節 監査役会の有効性

(監査役会の構成)

第25条 当社の監査役会の人数は4名以内とし、これを定款で定める。

- 2 監査役会は、社外監査役の独立性に関する基準について、東京証券取引所の定める基準に準拠する。

(監査役の資格および指名手続)

第26条 当社の監査役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。当社の監査役のうち最低1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者でなければならない。

- 2 当社は、性別、年齢、国籍、技能その他監査役会の構成の多様性に関する考え方を定め、監査役候補者を決定するに際しては、かかる考え方にに基づき、監査役の多様性に配慮する。
- 3 新任監査役(補欠監査役を含む。)の候補者は、各現任取締役により公正、透明かつ厳格な審査並びに監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定される。

(独立社外監査役の任期および兼任期限)

第27条 最初に就任してから8年を超えて就任している社外監査役は、独立社外監査役の要件を充たさないものとする。

- 2 当社の独立社外監査役は、当社以外に3社を超えて他の上場会社の監査役を兼任してはならない。

(監査役の責務)

第28条 監査役は、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、積極的に意見を表明して議論を尽くさなければならない。

- 2 監査役は、その期待される能力を発揮して、当社のために十分な時間を費やし、監査役としての職務を遂行する。
- 3 監査役は、就任するにあたり、関連する法令、当社の定款、監査役会規則その他の当社の内部規程を理解し、その職責を十分に理解しなければならない。

(監査役の研鑽および研修)

第29条 当社の新任監査役(独立社外監査役を含む。)は、就任後3か月以内に、法務・コンプライアンス管掌取締役または外部による研修プログラムに参加するとともに、当社の経営戦略、財務の状態その他の重要な事項につき社長またはその指名する業務執行取締役から説明を受ける。

- 2 当社の監査役は、その役割を果たすために、当社の財務の状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積み重ねなければならない。

(独立社外監査役による社内情報へのアクセス)

第30条 当社の独立社外監査役は、必要あるときまたは適切と考えるときには、いつでも、業務執行取締役、執行役員および従業員に対して説明もしくは報告を求め、または社内資料の提出を求めることができる。

- 2 当社は、監査役会および各監査役がその職務を適切に遂行することができるよう、独立社外取締役の補助者とは別の者を、監査役会補助者として配置する。

第4節 報酬制度

(取締役等の報酬等)

第31条 取締役の報酬等は、株主の中長期的利益に連動するとともに、当該取締役の当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものでなければならない。

- 2 当社は取締役の報酬等における株式関連報酬その他の業績連動型報酬の割合を、適切に設定する。
- 3 独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役が当社の業務に関与する時間と職責が反映される。
- 4 監査役の報酬等は、株式関連報酬その他の業績連動型報酬の要素を含まず、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況等を考慮し、監査役の協議により決定する。
- 5 取締役の報酬等の額については、業種を考慮し、適切な比較対象となる他社の報酬等の水準を参照しつつ、客観性・透明性を確保するため、諮問委員会における答申を経ることで、報酬等の額の適正性を担保する。

この場合、取締役会は、当社における他の役職員の報酬等および当社が属する企業集団内における他の会社の役職員の報酬等の水準等も考慮する。

- 6 当社は、取締役に対して支払われた報酬等の額について、適切な方法により開示する。

第6章 株主との対話

(株主との対話)

第32条 社長は、株主の意見が取締役会全体に確実に共有されるよう努める。

- 2 株主との建設的な対話を統括する取締役および執行役員は、中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する主要な株主とコーポレートガバナンスおよび重要な経営上の方針について随時議論するものとし、独立社外取締役にも当該主要な株主との対話に出席する機会を与えられるものとする。当該対話を行うに際しては、株主間において実質的な情報格差が生じないように十分に留意するものとする。
- 3 当社は、株主との建設的な対話を通じ、持続的な企業価値の向上に資するよう努める。また、株主を含めた投資家との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する基本方針を別途策定し、開示する。